

令和 8 年 8 月 2 6 日

令和 8 年鳥羽市議会会議
提 出 議 案

鳥羽市長

令和 8 年 8 月 2 6 日 会議提出議案一覧表

議案第 1 2 号	令和 8 年度鳥羽市一般会計補正予算（第 4 号）	・・・ 別冊
議案第 1 3 号	令和 8 年度鳥羽市定期航路事業特別会計補正予算（第 2 号）	・・・ 別冊
議案第 1 4 号	鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について	・・・ 1
議案第 1 5 号	鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	・・・ 3
議案第 1 6 号	鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	・・・ 7
議案第 1 7 号	鳥羽市景観条例の一部改正について	・・・ 9
議案第 1 8 号	鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について	・・・ 11
議案第 1 9 号	財産の取得について	・・・ 13
議案第 2 0 号	財産の取得について	・・・ 15
議案第 2 1 号	鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について	・・・ 16
議案第 2 2 号	令和 7 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	・・・ 20
認定第 1 号	令和 7 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について	・・・ 21
認定第 2 号	令和 7 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について	・・・ 22
認定第 3 号	令和 7 年度鳥羽市下水道事業会計決算認定について	・・・ 23
報告第 3 号	令和 7 年度鳥羽市健全化判断比率の報告について	・・・ 24
報告第 4 号	令和 7 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について	・・・ 25
報告第 5 号	令和 7 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・ 26
報告第 6 号	令和 7 年度鳥羽市下水道事業会計資金不足比率の報告について	・・・ 27
報告第 7 号	一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について	・・・ 28

議案第 14 号

鳥羽市手数料徴収条例の一部改正について

鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 26 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

多機能端末機による証明書交付サービスの利用を促進するため、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥羽市手数料徴収条例（平成12年条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（多機能端末機による交付の場合の手数料の金額の特例）

- 3 第2条第1項第3号ア、第4号ア及びオ並びに第12号キ及びセに掲げる手数料を徴収する事務（以下この項において「対象事務」という。）のうち、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書（これらのうち、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を使用し、多機能端末機（本市の電子計算組織と電気通信回線により接続された民間事業者等が設置する端末機で、当該端末機の操作により各種証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。）により各種証明書等を交付するものに係る手数料の金額は、令和9年1月5日から令和10年3月31日までの間、当該対象事務に係る規定に定める1単位につき10円とする。

附 則

この条例は、令和9年1月5日から施行する。

議案第 15 号

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 26 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

鳥羽市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第18号）の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条
の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教
育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律
（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以
下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に
利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接す
る業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該
利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に
規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

第29条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「保健師、看護師又は准看
護師（以下「看護師等」という。）」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A
型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育
法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大
学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を
修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこ
れと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関
する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年
以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知
識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、
保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに
当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士（三重県が認定地方公共団体

である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第31条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所B型の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

- 5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第44条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいい、附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第47条第3項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の2項を加える。

4 第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士をいう。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5 前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附則第9条中「保育士（法第18条の18第1項の登録を受けた者）」を「保育士（三重県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は三重県の区域に係る地域限定保育士）」に、「第29条第3項」を「第29条第3項若しくは第4項」に、「第44条第3項」を「第44条第3項若しくは第4項」に、「保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定されるものをいう。）」を「前2条の規定の適用がないものとした場合の第29条第2項又は第44条第2項により算定される保育士の数」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。

議案第 16 号

鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 26 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をしたく、本提案とするものである。

鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

鳥羽市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条の次に次の 1 条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第 13 条の 2 乳児等通園支援事業者は、法第 34 条の 16 第 4 項において準用する法第 21 条の 5 の 18 第 4 項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 2 条第 2 項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第 4 条第 1 項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和 8 年 12 月 25 日から施行する。

議案第 17 号

鳥羽市景観条例の一部改正について

鳥羽市景観条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 8 月 26 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をした
く、本提案とするものである。

鳥羽市景観条例の一部を改正する条例

鳥羽市景観条例（令和２年条例第１号）の一部を次のように改正する。

第９条中「第16条第７項第11号」を「第16条第８項第12号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第23号）の施行の日から施行する。

議案第 18 号

鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を
次のように定める。

令和 8 年 8 月 2 6 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正をいたく、本提案とするものである。

鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥羽市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

議案第 19 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 取得財産及び数量

(1) 土地

所 在		地 番	地 目	地 積	持 分
鳥羽市鳥羽一丁目		2383 番 5	宅地	5, 044. 54 m ²	433555/433555
土地面積合計				5, 044. 54 m ²	
備 考	敷地権の目的である土地				

(2) 建物

所 在	鳥羽市鳥羽一丁目 2383 番地 5		家屋番号	鳥羽一丁目 2383 番 5 の 1～57
種 類	店舗	構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4 階建	
床面積	1 階 3,154.10 m ² ・ 2 階 3,320.78 m ² ・ 3 階 630.79 m ² ・ 4 階 113.04 m ²			
	(その他) なし		延床面積	7,218.71 m ²
備 考	現所有者による建物取壊し後、更地引渡し			

2 取得の方法

随意契約

3 取得の金額

624,123,000 円

4 契約の相手方

鳥羽パールビル建物取壊し敷地売却組合

理事長

鳥羽パールビル建物取壊し敷地売却組合

理事長

令和 8 年 8 月 2 6 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

鳥羽駅周辺エリアの活性化を図るため、「鳥羽駅周辺エリア 2040 将来ビジョン」において、「駅前にぎわい拠点」等の整備が示されている当該財産を取得したく、本提案とするものである。

議案第 20 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | |
|------------|--|
| 1 取得財産及び数量 | 鳥羽市民体育館サブアリーナ舞台照明器具 34台 |
| 2 取得の方法 | 指名競争入札 |
| 3 取得の金額 | 26,400,000円 |
| 4 取得の相手方 | 愛知県名古屋市中区栄5丁目28番12号
名古屋若宮ビル3階
株式会社 松村電機製作所 中部支店
支店長 芳岡 伸政 |

令和8年 8月26日 提 出

令和8年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

鳥羽市民体育館サブアリーナの舞台装置における照明器具の更新にあたり、購入契約を締結したく、本提案とするものである。

議案第 21 号

鳥羽市辺地の総合整備計画の変更について

鳥羽市辺地の総合整備計画を次のとおり変更するため、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 26 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

神島町における事業内容の追加等に伴い、計画の一部を変更したく、本提案とするものである。

総 合 整 備 計 画 書

三重県鳥羽市神島町辺地

(辺地人口： 247 人、面積 0.76 k m²)

1. 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称 神島町

(2) 地域の中心位置 三重県鳥羽市神島町 5 2 番地

(3) 辺地度点数 1 6 8 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

離島振興対策実施地域の指定を受ける神島町辺地は、鳥羽港の北東約 1 4 k m の海上に浮かぶ周囲 3 . 9 k m の島です。三島由紀夫の小説「潮騒」の舞台となったことで有名なこの島は、平成 1 8 年にロマンチックなデートスポットとして「恋人の聖地」に認定されています。また、1 0 月頃になるとアサギマダラ（蝶）やサシバ（鷹）の渡りが見られる自然の宝庫でもあります。

市営定期船において、島民の生活を支える重要な交通機関であり、島民が安心して利用できる環境を整えるため、船舶老朽化の改善やバリアフリーに対応した船舶を建造し、利便性の向上を図ります。

島民の医療を支える離島の診療所では、常勤の医師を配置していますが、医師不足により医師の確保が困難となってきたなど、医療体制の維持が大変厳しい状況にあります。そのような中、神島診療所では、心疾患の診断時に使用する心電計や、X 線検査における撮影機器の老朽化が著しく、日常の診療業務に支障をきたす恐れがあるため一般 X 線撮影装置を更新し、医療機器を整備することにより、島民が安心して受診できる医療体制の充実を図ります。

また、神島分団が使用している普通ポンプ自動車は、平成 1 3 年に配備され日頃から消防団員が災害に備え訓練等で使用し、点検・整備を行い維持管

理に努めていますが、沿岸地域特有の塩害並びに経年劣化により老朽化が著しく、消火活動に支障をきたす恐れがあります。そこで、消防車両の整備を行い、地域の安全・安心の要である防災力を高め、更なる充実を図ります。

島の子どもたちの教育環境を確保するため、神島中学校の体育館における照明器具の取替や施設改修を図るほか、教員が島内に居住するための住宅施設が老朽化していることから教員住宅の修繕を行い、児童・生徒と教員を含めた島民全体の教育環境を確保します。

一般照明用の蛍光灯が令和8年1月より順次、製造と輸出入が規制されており、今後は、一般照明用の蛍光灯を使用している施設の維持管理が困難になることから、神島医師住宅の照明設備をLED化することで、照度の安定化による利用者の安全性確保や維持管理コストの低減等による施設運営の持続的運営を図ります。

3. 公共的施設の整備

令和6年度から令和8年度までの3年間

(単位：千円)

施設名	事業主体	区分	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額
				特定財源	一般財源	
船舶 (建造業務)		鳥羽市	23,691	4,279	19,412	10,000
神島診療所 (へき地診療所運営事業)		鳥羽市	7,785	3,025	4,760	4,700
神島医師住宅 (へき地診療所運営事業)		鳥羽市	1,800	0	1,800	1,800
神島消防施設 (消防車両等整備維持管理経費事業)		鳥羽市	21,500	0	21,500	21,500
神島中学校 (中学校管理業務)		鳥羽市	12,353	4,159	8,194	8,100

神島教員住宅 (中学校管理業務)	鳥羽市	15,000	0	15,000	15,000
---------------------	-----	--------	---	--------	--------

議案第 22 号

令和 7 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和 7 年度鳥羽市水道事業会計未処分利益剰余金 314,063,244 円の
うち、250,650,084 円を自己資本金に組み入れ、残余を繰り越すものと
する。

令和 8 年 8 月 26 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、令和 7 年度に生じた未処分利益剰
余金の処分を行いたく、本提案とするものである。

認定第 1 号

令和 7 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、令和 7 年度鳥羽市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

記

- 1 令和 7 年度鳥羽市一般会計決算
- 2 令和 7 年度鳥羽市国民健康保険事業特別会計決算
- 3 令和 7 年度鳥羽市介護保険事業特別会計決算
- 4 令和 7 年度鳥羽市定期航路事業特別会計決算
- 5 令和 7 年度鳥羽市後期高齢者医療特別会計決算

令和 8 年 8 月 26 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

令和 7 年度一般会計及び特別会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく、本提案とするものである。

認定第 2 号

令和 7 年度鳥羽市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度鳥羽市水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 26 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

令和 7 年度水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく、本提案とするものである。

認定第 3 号

令和 7 年度鳥羽市下水道事業会計決算認定について

地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定により、令和 7 年度鳥羽市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和 8 年 8 月 26 日 提 出

令和 8 年 月 日

鳥羽市長 小 竹 篤

提案理由

令和 7 年度下水道事業会計の決算について、監査委員の審査に付したので、議会の認定を得たく、本提案とするものである。

報告第 3 号

令和 7 年度鳥羽市健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、令和 7 年度鳥羽市健全化判断比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 2 6 日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和 7 年度算定値	—	—	7 . 5	—
早期健全化基準	1 4 . 0 6	1 9 . 0 6	2 5 . 0	3 5 0 . 0
財政再生基準	2 0 . 0 0	3 0 . 0 0	3 5 . 0	—

報告第 4 号

令和 7 年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率の報告について
地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7
年度鳥羽市定期航路事業特別会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 26 日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
定期航路事業特別会計	—	20.0

報告第 5 号

令和 7 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度鳥羽市水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 26 日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
水道事業会計	—	20.0

報告第 6 号

令和 7 年度鳥羽市下水道事業会計資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、令和 7 年度鳥羽市下水道事業会計資金不足比率を監査委員の意見を付けて報告する。

令和 8 年 8 月 26 日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤

(単位:%)

会 計 名	資金不足比率	経営健全化基準
下水道事業会計	—	20.0

報告第7号

一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況の報告について

地方自治法第243条の3第2項の規定により、一般財団法人鳥羽市開発公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

令和8年 8月26日 報 告

鳥羽市長 小 竹 篤